

健康福祉審議会	2023/8/15	資料 1
第 4 回 障害部会		

地域生活の継続の支援について

- 1 個別サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 障害福祉サービスの提供
 - (2) 地域生活支援事業の実施
 - (3) 多様化する障害・ニーズへの対応
- 2 相談支援体制の充実・強化について・・・・・・・・・・ P 10
 - (1) 中野区の相談体制
 - (2) 総合的・専門的な相談支援
 - (3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者への支援
 - (4) 依存症対策の推進
 - (5) 地域の相談支援体制の強化
 - (6) 第 6 期障害福祉計画における成果目標
- 3 福祉人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (1) 福祉人材の確保
 - (2) 福祉人材の育成
 - (3) 障害福祉サービスの質の向上
 - (4) 第 6 期障害福祉計画における成果目標
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組・・・・・・・・・・ P 15
 - (1) 中野区地域包括ケア総合アクションプラン
 - (2) 地域包括ケアシステムの構成要素
 - (3) 課題及び今後の取組の方向性

1 個別サービスについて

(1) 障害福祉サービスの提供

◇手帳所持者数

年 度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
身体障害者	8,185 人	8,126 人	8,028 人	7,872 人
知的障害者	1,515 人	1,553 人	1,565 人	1,601 人
精神障害者	2,960 人	3,012 人	3,297 人	3,576 人

手帳所持者数の総数は、令和4年度末で13,049人であり、中野区人口の3.9%に相当する。身体障害者は令和元年度をピークにここ数年減少に転じている。一方精神障害者については令和元年度末より3年間で616人増加し、精神保健福祉手帳を有しない自立支援医療（精神通院）の受給者増と併せ、増加を続けている。

◇障害福祉サービス受給者数

年 度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
総数	1,842 人	1,866 人	1,876 人	1,965 人
身体障害者	374 人	367 人	360 人	372 人
知的障害者	606 人	624 人	630 人	645 人
精神障害者	636 人	658 人	663 人	720 人
その他重複等	226 人	217 人	223 人	228 人

障害福祉サービス利用者については、令和元年度より、受給者数が微増傾向に留まり、それまでの増加傾向が終息するかに思われたが、令和4年度は一転、89人増となっている。利用者増の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が小康状態となり、障害福祉サービスの利用を控えていた障害者が再びサービスの利用を再開、新規申請したものと思われる。

障害別の受給者数を見ると、令和元年度から令和4年度までの伸び率を見ると身体障害者は0.6%減、知的障害者は6.4%増となっているのに対し、精神障害者の伸び率は13.2%増となり、受給者増の主な要因として、精神障害者のサービス利用者の増加が挙げられる。

◇ 障害支援区分認定者数

年 度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
人 数	1,255 人	1,267 人	1,278 人	1,319 人

※人数は各年度末の人数

居宅介護、重度訪問介護、生活介護等の介護給付サービス及び共同生活援助のサービス支給申請が行われた場合は、障害支援区分の認定が必要となる。認定者数は障害福祉サービス利用者の増加に比例し増加しており、特に共同生活援助に入居する際に障害支援区分を新たに取得する者、保護者の高齢化などにより短期入所の利用を希望する者が増加しており、認定者数の増加に繋がっているように思われる。

◇障害支援区分毎の認定者数（令和4年度末現在）

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
認定者数	113人	419人	218人	171人	149人	249人

障害支援区分の認定状況は上記のようになっている。認定者総数に占める区分4以上の重度障害者の比率を見ると、令和4年度末では43.1%となっている。また、令和元年度以降、各年度とも43%から44%の比率で推移している。

◇障害支援区分認定者のうちの医療的ケアが必要な障害者について

令和2年4月～令和5年3月までの認定件数	1,491件
医療的ケアが必要な者	71人
医療的ケアが必要な者のうち施設入所者	22人
医療的ケアが必要な者のうち在宅者	49人

障害支援区分認定者（令和2年4月から令和5年3月までの認定件数）のうち、認定調査項目のうち特別な医療において、気管切開、中心静脈栄養、経管栄養の医療的ケアを要する障害者は71人、このうち22人は療養介護、施設入所支援など施設入所者であり、49人については重度訪問介護などを利用しながら在宅生活を送っている。

◇行動障害のある利用者（行動援護対象者）

行動援護対象者	130人
行動援護対象者のうち施設入所者	85人
行動援護対象者のうち在宅生活者	45人

行動障害のある障害者（行動援護対象者となる、障害支援区分認定調査項目のうち行動援護判定基準表の12項目のスコアが10点以上の障害者）は全認定件数の9.9%にあたる130人となり、施設入所者は対象者の概ね3分の2にあたる85人が該当し、在宅生活を送る者は45人となっている。

在宅生活を送る者のうち、18歳～29歳の者は25人、30歳以上は20人となっている。一方、施設入所者では30歳以下が6人、30歳以上は入所者の93%にあたる79人となっている。

◇障害者総合支援法に基づくサービス利用延べ件数

年 度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
訪問系	9,877件	8,943件	9,121件	9,834件
日中活動系	13,271件	13,368件	13,830件	13,985件
居住系	4,546件	4,761件	4,996件	5,286件
合 計	27,694件	27,072件	27,947件	29,105件

※件数は請求件数を集計

※訪問系は、居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、及び短期入所の集計

※日中活動系は、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、及び就労定着支援の集計

※居住系は、施設入所支援、及び共同生活援助の集計

◇主な障害福祉サービスの受給者数

年 度	R元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
利用者総数	1,842 人	1,866 人	1,876 人	1,965 人
居宅介護	548 人	503 人	544 人	559 人
生活介護	257 人	261 人	277 人	276 人
就労継続B型	485 人	503 人	502 人	539 人
就労移行支援	122 人	123 人	101 人	117 人
共同生活援助	213 人	219 人	257 人	285 人
計画相談支援	1,624 人	1,666 人	1,689 人	1,764 人

※生活介護は施設入所支援と併用するものを除く。

主な障害福祉サービスの利用状況を見ると、居宅介護は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け令和2年度、その利用者は一時的に減少したものの、令和3年度以降は増加に転じている。居宅介護利用者の45%前後は精神障害者の利用となっており、主に清掃を中心とした家事援助が大半となっている。

日中活動系サービスである生活介護、就労継続支援B型、就労移行支援の受給者は、施設入所者を除く受給者の52%程度が利用している。精神障害者の就労系サービスについては区外の事業所を利用するケースが比較的多数存在するものの、サービス利用希望者については概ね意向に添ってサービスを利用できているものと思われる。

共同生活援助については各障害福祉サービスのうち最も利用者の伸び率が高くなっている。共同生活援助の入居者の状況は知的障害者では区内共同生活援助入居者が69人に対し、区外共同生活援助が61人、都外共同生活援助が28人となり、区外、都外共同生活援助入居者が区内共同生活援助入居者を上回っている。精神障害者を見るとその傾向はより顕著なものとなり、大半の入居者が区外の共同生活援助に入居している実態となっている。

計画相談支援については、計画作成率はほぼ100%となり、セルフプラン、ケアプラン作成者を除く、指定特定相談支援事業者が作成するサービス利用計画によるサービス利用者数は順次増加し、ほぼ9割に達している。

【課題】

障害者が安心・安全に住み慣れた地域で生活するために必要な障害福祉サービスが提供されなければならないが、令和2年12月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、サービス利用者がサービス利用をひかえたり、サービス事業者もサービス従事者の確保困難を理由にサービス提供を休止するようなケースも見られた。こうした事態を教訓にし、自然災害や感染症発生時にも障害福祉サービス事業が継続できるよう、障害福祉サービス事業所においてはBCP策定の推進を図る必要がある。(BCP策定、研修、訓練の実施は令和30年報酬改定において義務化。)

また、地域生活に対する安心感を担保し、自立を促進する上で共同生活援助の体験利用や短期入所の利便性、対応力の向上等による緊急時の受入体制を確保するために、区として居室確保をしているが、人員確保、併設施設の利用者状況等により受入れが困難な状況があるため拡充を図る必要がある。

特に短期入所については、知的障害者においては保護者の高齢化もあり、令和4年度では11件が介護者の疾病による入院、手術等のため、緊急性の高い受入れを確保す

る必要性が生じたものであり、障害支援区分認定等審査会で意見聴取のうえ、15日を上回る支給決定を行っている。

一方、身体障害者についても、医療的ケアを要するケースで介護者が新型コロナウイルス感染により介護者不在となってしまったケースや重度訪問介護事業者の確保が困難となり医療機関に入院せざるを得ないようなケースも発生している。

自立生活援助は、入所施設や病院から地域移行した方の利用が見込まれていたが、病棟への立入制限などにより退院支援自体が進まない状況があり、自立生活援助の実績も見込みより大幅に少ない結果となった。

日中活動系サービスでは、希望する日中活動系サービス事業所を利用できることが重要であり、中野区では、特別支援学校高等部卒業生について入所調整を行っている。令和4年度卒業生についても全員が希望する日中活動系サービス事業所の利用に結びついたものの、医療的ケアが必要な方については、看護職員の送迎バスへの同乗が必要な場合は、事業所の体制が確保できずに家族等が付添うといった課題があり、改善に向けて検討を進めている。

医療的ケアが必要な障害者の受け入れに際し、それぞれの医療的ケアの状況に合わせて、送迎時の体制や在宅支援を検討するなど、個別性に応じたサービスを提供できる環境を確保することが課題となる。

日中活動系サービスのもう一つの課題として、放課後等デイサービスから生活介護等の日中活動系サービスに移行した後、サービス終了後の支援の在り方があげられる。共働き世帯の増加に伴い、放課後等デイサービスを利用していた者のうち一定程度の人数が介護者の就労に伴い、日中活動系サービス終了後の数時間、介護者が不在になる。令和6年度も、特別支援学校高等部からの卒業予定者のうち12名程が放課後等デイサービスを利用しており、夕方の時間の居場所と支援を確保する必要があると思われる。令和10年度頃には年間30名から40名程度の児童が高等部の卒業を迎えることになり、日中活動系サービスの終了後の支援が必要となるケースが急増することが予測される。

生活介護や就労継続支援B型においては、利用者の高齢化、重度化も課題になっており、高齢障害者と若年層といった世代に合わせたアプローチ、介助とプログラムのバランスなど、運営上の難しさをどのように対処していくかが課題になる。

強度行動障害や高次脳機能障害、発達障害者の支援については、障害者自立生活支援センター「つむぎ」を中心に、適切な支援ができるよう専門的な人材の育成に加え、関係機関との連携強化を引き続き行っていく必要がある。「つむぎ」に関して、現在は高次脳機能障害及び発達障害の相談拠点の役割を持っているが、社会活動センター会議室などを使っており、専用の活動スペースの確保が課題となっている。

(2) 地域生活支援事業の実施

① 移動支援事業

移動支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会生活を促すことを目的に下記の支援を行っている。サービスの支給量は、申請者からの聞き取り調査や訪問をケースワーカー、保健師等が行い、総合的に必要量を勘案し決定する。

ア 移動支援

社会生活上必要不可欠な外出（買物、冠婚葬祭等）及び余暇活動（映画鑑賞、

観劇等）等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

イ 通学等支援

同居の保護者の疾病・就労・その他やむを得ない事情により通学の介助ができないときに通学の介助を行う。

ウ 車いすガイドヘルプサービス

ひとり暮らし、その他の理由により介護者を得られない車いすの利用者に、日常生活の利便性と地域社会の積極的な交流を図るためにヘルパーを派遣する。

◇ 移動支援支給量

区分	支給量	その他
身体障害者	40 時間/月	視覚障害者は 60 時間/月
知的障害者	※グループホーム入居者は	
精神障害者	20 時間/月	
障害児	小学生 15 時間/月 中・高校生 20 時間/月	
難病患者	40 時間/月	

※通学等支援は、利用上の上限時間は設けておらず、真に必要とされる利用時間の精査を総合的に行い、支給量を決定する。

【支給決定状況と利用実績】

◇ 支給決定状況

年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
決定者数（人）	874	930	975	889
決定時間（時間）	20,339	21,192	23,008	21,468.5

◇ 利用実績

年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
利用者数（人）	619	545	560	585
利用率 ※ 1	70.8%	58.6%	57.4%	65.8%
利用時間（時間）	6,953	5,652	6,293	6,716
利用率 ※ 2	34.2%	26.7%	27.4%	31.3%

※ 1 上記の支給決定に対する割合 利用者数／決定者数

※ 2 上記の支給決定に対する割合 利用時間／決定時間

【課題】

ア サービス提供体制の整備

地域生活支援事業は、サービスの内容や支給量等を、地域の特性や利用者の状況に応じて区が独自に決定し実施するサービスである。

移動支援事業の利用者数、利用時間は年々増加傾向であり、障害のある方の地域での社会参加の促進によるものと推察される。

しかし、サービス決定量に対し、利用率（利用者数／決定者数）が6割前後という実態を鑑みると、サービス量の不足以外に利用されていない要因を分析する必要がある。

今後、さらに国や都、他自治体の動向を踏まえ、利用者等へのアンケート調査など、ニーズに応じた適切な必要量の見直しが必要である。

イ 移動支援内容の見直しの必要性

移動支援は地域の実情に併せ柔軟に実施することができることから、通所や通勤などについて必要な場合は移動支援の対象とすべきなどの声があり、検討を進める必要がある。

② 意思疎通支援事業

ア 手話講習会等事業

聴覚障害及び言語機能障害のある人の福祉の向上に資するため、手話のできる中野区民の養成を目的として一般区民を対象に昭和 48 年度から実施している（入門、基礎、応用の 3 クラス／各昼・夜）。平成 29 年度からは、「手話通訳者養成クラス」を設置し手話通訳者の養成に取り組んでいる。

また、令和 2 年に手話言語条例を制定したことから、区民が手話に親しみ手話を使う人への理解を深める機会として、令和 2 年度から「やさしい手話教室」を開催している。

◇ 手話講習会等の実施状況

年度		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
やさしい手話教室	参加者	—	60 人 (単発×2 回)	25 人 (10 回×1 コース)	60 人 (5 回×2 コース)
入門クラス	受講者(昼夜計)	92 人	—	34 人	60 人
基礎クラス	受講者(昼夜計)	74 人	—	36 人	42 人
応用クラス	受講者(昼夜計)	35 人	—	36 人	34 人
手話通訳者養成クラス	受講者	11 人	9 人	3 人	8 人
	認定試験合格者	3 人	2 人	4 人	1 人

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入門・基礎・応用クラスは中止とし、令和 3 年度及び 4 年度は、規模を縮小して実施した。

イ 手話通訳者派遣

聴覚障害、言語障害のある人の社会活動を促進するため、聴覚障害、言語障害のある個人、団体に対して、区に登録した手話通訳者を昭和 59 年から派遣している。また、東京手話通訳者派遣センターへの委託により他の道府県とも連携し、都外への広域派遣にも対応している。

◇区登録の手話通訳者の登録状況

年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
登録者数	36 人	36 人	37 人	35 人

◇手話通訳者延派遣者数

年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
区登録者実績数	304 人	220 人	290 人	461 人
派遣事業委託実績数	108 人	69 人	59 人	83 人

※特に令和 2 年度及び令和 3 年度の派遣者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等による影響を強く受けているものと考えられる。

ウ 要約筆記者派遣

聴覚障害、言語障害のある人の社会活動を促進するため、中途失聴難聴者等手話通訳ではコミュニケーションが難しい人に対して平成19年から要約筆記者を委託により派遣している。

◇要約筆記者延派遣者数

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
延派遣者数	327人	102人	216人	283人

※特に令和2年度及び令和3年度の派遣者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛等による影響を強く受けているものと考えられる。

エ 代筆・代読支援者派遣

障害のため文字の読み書きに困難がある視覚障害者（児）の居宅等において文書の代筆又は代読を行うことによって、視覚障害者等の地域での自立及び社会参加を促すことを目的とした、代筆・代読支援者派遣事業を令和4年3月から実施している。

◇代筆・代読支援者延派遣者数

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
延派遣者数	—	—	4人	179人

オ 失語症者向け意思疎通支援者派遣

失語症者の自立及び社会参加を促進するため、失語症者が参加している団体に対して、意思疎通支援者を派遣する事業（団体派遣）と、失語症者と意思疎通支援者との交流やマッチングを目的としたサロンの開催を、令和5年度から実施している。令和6年度からは、個人派遣を開始する予定である。

【課題】

区は、障害者がそれぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段により情報を取得し、円滑に意思疎通ができる環境づくりを推進するため、令和2年4月に「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」を制定し、令和3年度以降、視覚障害者向けの代筆・代読支援者派遣事業や、失語症者向けの意思疎通支援者派遣事業を開始している。今後、代筆・代読支援の担い手を増やし、支援の質を高めていくための研修の実施や、失語症者の外出を支援するための個人派遣の実施が課題となっている。

また、令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得利用・意思疎通に関しては、①障害種別・程度に応じた手段を選択できるように、②地域にかかわらず等しく情報取得等できるように、③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点で取得できるように、④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行うように、といった理念のもと、必要な施策の推進に当たることとされた。同法に基づく意思疎通支援事業のさらなる充実についても課題となっている。

(3) 多様化する障害・ニーズへの対応

① 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業は、在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対して、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュを図ることを目的に、中野区では平成28年10月から実施し、平成29年7月に医療的ケアの必要な18歳未満の方も対象に加えている。

令和4年度からは1月の上限回数を撤廃し、令和5年4月からは利用上限時間を96時間から144時間に拡充し事業を実施している。

◇利用実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数	17人	20人	20人	25人
利用延べ回数	177回	258回	274回	386回

【課題】

本事業は医師会、訪問看護ステーションの協力を得ながら開始した事業である。

事業開始当初は、身体、知的等の重複した障害を持った方が対象であったため、医療的ケアのみの障害児はこのサービスを受けることができなかったが、次年度に対象者が拡大されたことや年間の利用回数上限の撤廃、利用可能時間の拡充により、利用が増加傾向にある。

今後、さらに都及び他自治体の動向を踏まえつつ、関係部署との連携を深め、利用者の声を反映した施策展開が必要である。

② 医療的ケアが必要な方への支援

医療技術の向上により、医療的ケアが必要な障害児者も増加しており、日中活動系サービスにおいては、東京都重症心身障害児（者）通所事業の実施により、支援の強化を図っている。

地域における生活支援として重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業においては、令和4年度から上限時間の拡充を図り、令和5年度からレスパイト以外に就労等の理由による利用を制度上、明確に位置づけた。

なお、短期入所における受入れを拡充するために令和2年度から、「中野区障害者短期入所医療的ケア実施事業」を開始し、医療的ケアを実施するために配置する看護師人件費の補助を実施している。本事業は障害者支援施設江古田の森において令和2年4月から開始したが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止、制限などを行っていたため、これまで利用実績がない。現在は、感染症対策は継続しつつも通常通りの運用に切替えて実施しているが、7月の時点でまだ利用者がいない状況である。

【課題】

ア 短期入所等における受入れの拡充

看護職員の確保が難しく、週1泊の範囲からの開始となっている。

必要な時に必要な量のサービス提供が可能になるよう、365日の受入れられるように、人材の確保または対象施設を増やすなどの対策を継続して働きかける必要がある。また、特に医療面への配慮が特に必要な障害者には、看護職員だけでなく医師の配置が望ましく、医療機関等における併設等も検討しなければならない。

また、児童の受入れを希望する声もあるが、区内で受入れが可能な事業所がない。更に「歩ける医療的ケア児」の受入れなど、ニーズに対する課題が多い。

③ 日中活動系サービス（通所事業）へのニーズの変化

共働き世帯が多くなり、特別支援学校等への通学支援（通学等支援）の利用者も90名を超え、放課後は学校から放課後等デイサービス事業を利用する障害児も増加している。こうしたサービスを利用する障害児が特別支援学校の高等部に進学した場合に継続して通学支援が受けられなくなることから、平成30年4月に対象者を高校生まで拡大した。

しかし、学校卒業後、通所事業所を利用する場合も原則的に移動支援を利用することができなくなってしまう現状や、地域の通所サービスを利用する場合には16時頃には帰宅することになり、帰宅後の支援者が不在となってしまうなど、サービスの継続性を確保するためにも、こうしたケースの活動の場の確保・各事業所のサービス提供時間の延長などを求める声が高まっていくことが予想される。

◇通学等支援利用者

H27年3月	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
87人	86人	85人	85人	96人

◇放課後等デイサービス支給決定者数

（令和5年3月末現在）

放課後等デイ決定者数	12歳未満	12歳以上15歳未満	15歳以上
	486人	338人	77人
		71人	

【課題】

ア 通所後の活動を支援するサービスとしての移動支援の活用の検討

障害者の社会参加を促進するため、移動が困難な障害者への支援を行う移動支援事業が、日中活動の通所後の活動の場の受け皿として活用される傾向が次第に高まっている。

移動支援事業者の中には、通学、通所終了後や土・日などに複数のサービス利用者が同一の移動先、活動の場を設定し集団で移動しサービスを提供するようなサービス提供を行っている。こうした活動などを参考にグループ支援型の移動支援サービスなどの検討を行い、日中活動後の支援の拡充を図る必要がある。

イ 日中活動系サービス利用後の居場所（タイムケア事業の実施）

タイムケア事業は区単独事業として、他サービスの利用が困難な重度障害者の居場所を確保する目的で、生活介護事業所において当該施設の利用者を対象に、通所時間終了後に引き続き見守りを実施するものである。区立施設においては、指定管理業務の範囲として実施し、民間事業所においては、実績に応じて経費（人件費）を区が補助している。

◇指定管理（障害者福祉会館・かみさぎこぶし園）による事業実績

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
利用者数（延人数）	332人	150人	282人	332人

◇補助金（民営事業所）による事業実績（2事業所）

年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度
利用者数（延人数）	220 人	196 人	297 人	393 人

事業所においては、タイムケア事業実施時間帯の従事者の確保が課題となっている。日中活動終了後に継続して事業所において利用者の支援を行うと、従事者が経常事務の時間を確保した上で可能な範囲での取組となるため、週2日程度の実施が限界となり、毎日その機会を設定することが難しい。

このため、日中活動系サービス以外で、夕方以降を中心とした居場所を確保するサービスを提供する制度が求められている。

2 相談支援体制の充実・強化について

（1）中野区の相談体制

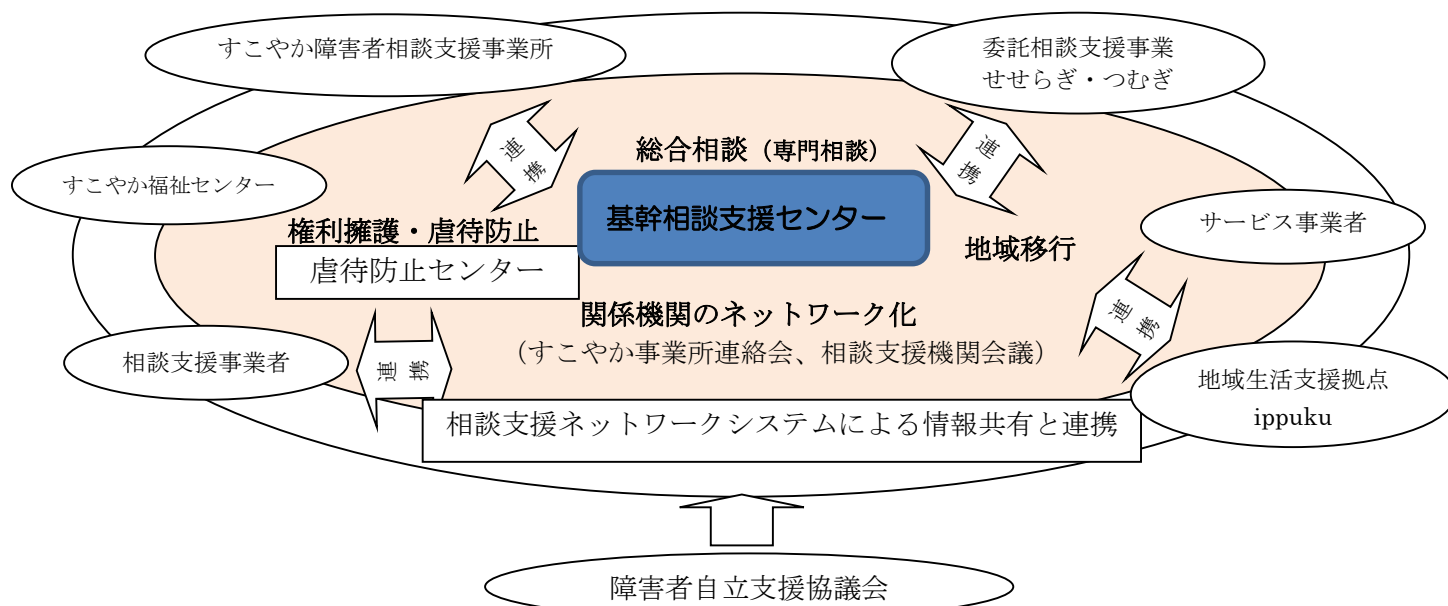
中野区では地域の障害者の相談拠点として、平成22年7月に中部すこやか福祉センター内に中部すこやか障害者相談支援事業所を開設、平成24年9月には北部すこやか、平成27年4月に鷺宮すこやか、平成28年7月には南部すこやか障害者相談支援事業所がそれぞれすこやか福祉センター内に開設し、区内を4生活圏域に分け3障害を対象とする障害者相談支援事業を社会福祉法人等に委託し実施してきた。

平成24年には障害者虐待防止法の施行に伴い障害福祉課に虐待防止センターの機能を、平成26年には中野区の障害者相談の中核を担う基幹相談支援センターの機能を同じく障害福祉課が担うこととし、相談支援事業所への指導・助言や人材の育成、権利擁護、地域移行の推進機関としての役割を果たすこととなった。

令和元年度には精神障害者の地域生活支援拠点を共同生活援助事業所の空室を利用し、体験の場の確保や一時保護機能などを持つ地域生活の維持、継続のための拠点施設を整備した。

令和4年7月には、基幹相談支援センターが果たす役割について、障害者の地域生活の支援を推進するために各相談支援事業所のなお一層の充実強化が求められていることから、障害者支援係を、福祉事務所現業業務等を所管する障害者支援係と基幹相談支援センター機能等を担う基幹相談支援係へ分割し、新たに設置した。

中野区の障害者相談支援体制



(2) 総合的・専門的な相談支援

① 総合相談体制

基幹相談支援センター（障害福祉課）を中核とし、すこやか障害者相談支援事業所における3障害対応の総合相談を実施している。

障害の重度化、高齢化、ニーズの多様化などの課題に対応し、相談支援体制の拡充に向け、基幹相談支援センターのあり方やすこやか障害者相談支援事業所をはじめとする相談支援事業所の評価と今後のあり方などの検討が必要と思われる。

② 専門相談の実施

障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）における「発達障害者」、「高次脳機能障害」の専門相談の実施（平成26年度開始）。

◇つむぎの窓口相談（専門相談を含む）の実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
発達障害	676人	513人	477人	541人
高次脳機能障害	433人	473人	317人	414人

(3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者への支援

強度行動障害や高次脳機能障害者に対して適切な支援が提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要がある。

令和4年度実績

◇高次脳機能障害理解啓発研修

障害者地域自立生活支援センターの委託事業として実施。

セミナー内容	講師	参加者数
高次脳機能障害の基礎理解と就労支援	守矢 亜由美 氏 東京都心身障害者福祉センター 高次脳機能障害支援コーディネーター	65人

◇強度行動障害の支援への研修（福祉サービス従事者人材育成研修）

セミナー内容	講師	参加者数
強度行動障害への理解と支援	NP0 法人クローバー 藤井 亘氏	30人

(4) 依存症対策の推進

依存症対策については、現在、すこやか福祉センターにおいて専門医師による予約制の相談を行うなど取り組んでいるところであるが、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に関するケースの自立訓練（生活訓練）等の利用相談や生活の場の確保、居宅サービスの利用や支援に関する相談が増加している。依存症に関する研修の実施や関係機関が連携し支援にあたる必要がある。

(5) 地域の相談支援体制の強化

① 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言

中野区相談支援専門員ハンドブックの作成、配布（平成31年3月）

すこやか障害者相談支援事業所事業者連絡会の開催（毎月定例）

サービス支給決定マニュアルの作成・配布、研修会の開催（令和4年6月）

② 地域の相談支援事業者の人材育成

相談支援専門員に対する研修事業実施状況

サービス利用計画及びモニタリングなどの質の向上を図るため区内相談支援専門員に対する研修を実施している。

実施年度	実施内容	講師
R 2 年度	・ 相談支援専門員に必要な視点とは？ ～先を見据えた支援のために必要なことを考えよう～ ・ 実際の事例からより良い支援について考えよう (半日×2日間)	講師 花形朗子氏
R 3 年度	・ 相談支援専門員に必要な視点とは？ ～先を見据えた支援のために必要なことを考えよう～ ・ 実際の事例からより良い支援について考えよう (半日×2日間)	講師 花形朗子氏
R 4 年度	・ 中野区の相談支援体制について (半日) ・ 野中式事例検討会 (半日×2日間)	障害福祉課 認定給付係・ 基幹相談支援係 講師 花形朗子氏

③ 地域の相談機関との連携強化

相談支援機関会議の実施(毎月定例)

(6) 第6期障害福祉計画における成果目標

成果目標⇒⇒相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施
- ・ 地域の相談支援事業所の人材育成
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組

3 福祉人材の確保・育成

平成18年に、障害者自立支援法が施行され障害福祉サービスの提供体制も順次拡充され、同行援護、自立生活援助、就労定着支援などの新たなニーズに応じたサービス事業所も区内に展開している。

◇ 中野区内障害福祉サービス事業所（障害者通所系事業所）令和5年6月1日現在

No.	事業所名	生活介護	就労定着	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)
1	中野区障害者福祉会館	○					○	
2	中野区立かみさぎこぶし園	○						
3	障害者支援施設 江古田の森	○						
4	ふらっとなかの	○				○		
5	コロニーもみじやま支援センター	○		○		○		
6	コロニー中野	○		○	○	○		
7	杉の子城山	○				○		
8	杉の子弥生	○				○		
9	杉の子大和	○				○		
10	杉の子丸山	○				○		
11	メイプルガーデン	○		○				
12	中野区立弥生福祉作業所	○	○	○		○		
13	中野区仲町就労支援事業所			○		○		
14	ワークセンター翔和		○	○		○		
15	翔和学園大学部(自立訓練)							○
16	リニエワークステーション中野		○	○				○
17	デイケアI Tエキスパート中野オフィス			○				
18	にじ中野坂上		○	○				
19	ワーカライズ ニコ			○				○
20	ワクわーく				○			
21	中野区東部福祉作業センター					○		
22	あとリエふあんとむ					○		
23	カサ デ オリーバ					○		
24	すばるカンパニー					○		
25	就労支援センター ステッツ中野		○	○				
26	Su-Clu-Lab Terrace	○						

サービス名	事業所数	サービス名	事業所数
居宅介護	72	重度訪問介護	68
行動援護	7	同行援護	17
短期入所	7	共同生活援助※	42
障害者支援施設	2	自立生活援助	1
就労定着支援	5		

※ 共同生活援助は、ユニット数を記載

(1) 福祉人材の確保

障害の重度化や高齢化が進む中で、安定的に障害福祉サービスを提供していくために担い手を確保していく必要がある。

厚生労働省が公表した令和5年3月の有効求人倍率は全産業で1.32倍である一方、介護サービス2.29倍となっている。令和2年4月の全産業では1.13倍及び介護サービス3.97倍に比して差は改善しているとはいえ、厳しい状況にある。労働人口が減少するなか、介護現場では人材の確保に加え、職員の定着も課題であり、「介護労働実態調査」（公益財団法人介護労働安定センター）によると介護職の離職率は令和3年度は13.9%となっており平成30年度の15.4%よりはやや改善しているとはいえ、職員が働き続けられる職場環境作りや処遇、職務に対する評価の適正さが担保されなければ定着を望むことも難しくなるため、引き続き重要課題となっている。

障害福祉の現場においても、報酬改定における処遇改善加算などにより人材確保の取組みを行っているものの、人材が不足しサービスの提供に支障を来す事態も生じている。

中野区においても福祉人材の不足を解消するため、中野区社会福祉協議会が主催し、合同就職セミナーを開催するなどの取組みを行っており、各自治体独自の福祉人材の確保のための対策が講じられるようになってきている。

(2) 福祉人材の育成

障害福祉サービスが多様化するとともに、区内の障害福祉サービス事業者数も増加している。

そうした中でサービスの質の確保を図るため、平成29年度より基幹相談支援センター業務として人材の育成を図るべく区内の通所施設従事者等を対象に「障害福祉サービス従事者人材育成研修」を実施している。

今後も、障害福祉サービスの質の向上を図るため、令和5年度からはサービスの提供に関わる支援者や事業者に対する研修事業を委託化した。ニーズ調査を実施し、現場の声を収集した上で、よりスキルアップにつながるような研修を実施する。

◇福祉サービス従事者人材育成研修の実績（令和4年度）

研修内容	講師等
支援者のメンタルヘルスについて	医師 米沢 宏氏
支援における記録の作成について	(株)アアリイ代表 八木 亜紀子氏
発達障害者・発達障害児へ理解や支援	臨床心理士 丹 明彦氏
強度行動障害への理解と支援	NP0 法人クローバー 藤井 亘氏
虐待防止研修	淑徳大学 総合福祉学部学長 山口 光治氏
成年後見制度研修	弁護士 三森 敏明氏

(3) 障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービスへの多様なニーズに応じるため、より多くのサービス事業者が参入する中で、サービスの質の確保も重要な課題となっている。

中野区においては、自立支援協議会の組織に施設系及び居宅系の事業者連絡会を設置し、事業者間の連携や情報交換、研修事業などを企画実施してきた他、福祉人材育成研修を行うなど、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組を実施してきたが、今後も「質の向上」を図るための体制を構築しなければならない。

(4) 第6期障害福祉計画における成果目標

成果目標⇒⇒障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（職員の参加見込数を設定）

成果目標⇒⇒自立支援審査支払いシステム等による審査結果の分析と事業者との共有

成果目標⇒⇒指導検査の適正な実施と結果の共有

4 地域共生社会の実現に向けた取組

(1) 中野区地域包括ケア総合アクションプラン

誰もが尊厳を保って、可能な限り住み慣れた地域で最期まで暮らし続けることができるよう、住まい、健康づくり、予防、見守り、介護、生活支援、医療が一体的に提供される仕組みとして、「中野区地域包括ケアシステム」を構築するため、平成29年3月に「中野区地域包括ケアシステム推進プラン（以下、推進プランという。）」を策定した。

当初、高齢者を主な対象として取り組みがスタートしたが、誰一人取り残されることなく、支援を必要とする区民の年齢や抱えている課題の種類を問わず、一体的かつ重層的な支援を行うことができる地域包括ケア体制を構築することを目的として、区と区内関係団体及び区民がともに行動するための「中野区地域包括ケア総合アクションプラン」（以下、「総合プラン」という。）を、令和4年3月に策定した。計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間としている。

(2) 地域包括ケアシステムの構成要素

地域包括ケアシステムの構成要素	
柱1	本人の選択／権利擁護
柱2	住まい・住まい方
柱3	健康・社会参加・学び・就労
柱4	地域の見守り支えあい
柱5	生活を支えるサービス・生活を豊かにするサービス
柱6	医療
柱7	セーフティネット
柱8	子どもと子育て家庭、障害者及び高齢者特有の課題

(3) 課題及び今後の取組の方向性

- ・子ども、障害者、高齢者など課題を抱える本人、さらには家族や生活環境、病気や困窮などの状況が重なり、ひとつの機関だけでは対応できなくなっている。ヤングケアラーやひきこもりの状態にある人をはじめ、その家庭への支援を充実させるため、包括的相談支援体制の整備・強化が必要となっている。
- ・複合的な課題を抱える人に対する支援は、ひとつの問題が解決したとしてもそれで終わりではなく、継続的な伴走による支援が必要である。行政だけでなくアウトリーチ型の支援を行っている様々な担い手全体の視点から、アウトリーチ活動の役割・体制の強化を図る。

- ・居場所づくりや就労支援などの社会参加の支援、地域資源開発や担い手育成などの地域づくりに向けた支援を進めていくため、国が開始した重層的支援体制整備事業との整合性を図りながら体制整備を進める必要がある。
- ・支援が必要な人に対して、これまで以上に専門機関や関係者との連携が必要となってくることから、連携や地域課題の解決のためのしくみである「地域ケア会議」の体制を見直す。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響による様々な活動の制限や自粛が、高齢者をはじめとする区民の心身の状態に大きな影響を与えていることから、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした、新しい生活様式でも対応可能な範囲での居場所づくりや地域づくり、活動支援の強化を図る。また在宅療養体制についても強化を図る。